

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	高寺地区 (舟渡集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】 ・本集落は、水稻を中心とし、そば、大豆等の作付けにより集落農業が展開されており、集落内の認定農業数は5経営体(集落内3経営体、入作2経営体)、耕作農家数は19経営体である。 ・集落内農地のほとんどを認定農家3経営体と耕作農家19経営体が担っている現状にあることから、この22経営体を集落農業の担手農家に位置付け、集落農業を維持・継承していきたい意向がある。 【課題】 ・高寺陽水機からの用水が片門ダムの放流量に影響されることから、安定的な水の供給が必要となる。 ・農業従事者の高齢化や後継者不在により、今後、農道や水路等生産基盤の維持管理、草刈作業など人足時の人手が不足することが予想されることから、作業等の省力化(外部委託等)を図る必要がある。 ・耕作農家が今後も担い手として継続するには、機械購入の補助が必要となる。 ・空き家の増加等の影響によりイノシシ、ハクビシン等の鳥獣被害が多い。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、地区内の認定農業者、耕作農家で集落農業を担っていく。 ・機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、農地中間管理機構を通して、集落内の規模拡大意向農家(3経営体)への集積を基本に進める。 ・集落全体で担い手農家を支える体制を構築し、将来にわたり継続できる集落農業の確立を目指す。 ・水稻を中心として栽培し、集落内の担手農家に集積するうえで、連続的な農作業を確保しつつ、スマート農業の導入等によりコストの軽減を図りながら、持続可能な農業を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・本計画を集落全体で共有し、集落内の住民同志が協力・共存する集落農業確立に向け、話を重ねていく。 ・離農や規模縮小等に伴う農地の取扱は、規模拡大意向農家(3経営体)への優先順位を基本に進める。 ・機械・施設等の強化・充実補助事業を活用するとともに、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入も検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域内の農業を担う者への農地集積・集約化においては、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・高寺揚水機の用水確保のため、土地改良区、県、町、東北電力㈱と連携を取りながら改善に努める。 ・水路・農道等の生産基盤の整備は、町、土地改良区と連携しながら、補助事業等を活用して進める。 ・水路・農道等の維持管理等は、外部委託を積極的に活用しながら継続的な生産基盤の維持と機能発揮に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・若い後継者を重要な担い手として位置付け、集落ぐるみで支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稻における、直播作業や防除・追肥作業においては、町内でも作業受託体制が構築されているため、農家ごとに実情を考慮しながら活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵設置による継続的な対策を実施するとともに、隣接行政区への設置を推進し広域での対策強化を図る。また、町と連携をとり、罟設置や空き家対策に努める。

③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指す。

⑦水路、農道等の農業用施設の管理については、集落全体で維持・管理に努め、大型機械による管理や防草ネット等により省略化を図る。